

大阪府立汎愛高等学校 高校生活のきまり

1. 登 下 校

登校は8時30分までに教室に入り、下校は5時までに校門を出てください。17 時以降の居残りや休日登校は担当の先生の許可を必要とします。

2. 欠 席 ・ 遅 刻

必ず保護者が担任の先生に始業までに CLASSI で欠席理由を入力してください。遅刻や欠席を理由や連絡なく続けることは学習意欲の無さや生活の乱れの現れであり要注意です。

3. 自転車通学

自転車通学を希望する人は届出をして許可を受けてください。

許可を受けた人は、自転車許可ステッカーを受け取り自転車に貼ってください。必ず指定場所に駐輪してください。(放出駅からの自転車通学は許可しません。)なお、自転車通学する人は、登下校において交通ルールを厳守することはもちろん、本校では安全面を考え、8時25分までに登校することを指導していますので厳守してください。

ルールを厳守しない生徒については、自転車通学の許可を取り消します。

あわせて、自転車保険への加入が義務づけられています。事故に備えて様々な保険や保証がありますので、比較検討して加入してください。

※ 近年交通事故による死傷者は高い水準で推移しており、特に自転車搭乗中の事故については、20 才以下の若年層の割合が高くなっています。また、治療費、賠償金額が高額になる事例も発生しています。

4. 単 車 ・ 自 動 車

単車・自動車での通学は禁止しています。また、電動キックボード・ペダル付き電動機自転車等の通学も禁止しています。

5. 頭 髪 ・ 服 装

頭髪の染色、脱色、パーマ、カール(ヘアアイロン・コテ等による)、エクステーション、ヘアマニキュアなどの加工を禁止しています。服装・頭髪など身だしなみのくずれは、生活を乱す原因となります。化粧(まつ毛パーマ・エクステーションを含む)、装飾品(ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪、ブレスレット等)の着用は禁止しています。また、極端な頭髪も控えて下さい。

違反行為のあった者については、発見次第すぐに改善指導をおこないます。

6. 携帯電話・スマートフォン

本校では携帯電話・スマートフォンの校内での使用を禁止しています。

7. アルバイト

原則として禁止しています。アルバイトが原因で生活リズムを崩すなど、学業が疎かになるきっかけになりかねません。アルバイト禁止の理由は、次のとおりです。

1. 高校生は学業が第一であり、そのための時間をアルバイトに費やすべきではない。
2. 就労中の事故などで、学生生活に支障をきたすおそれがある。
3. 多額の金銭を手にして浪費癖のつく可能性がある。
4. 就労環境により、飲酒・喫煙など好ましくない行為やトラブルにまきこまれる危険がある。

家庭の事情等で、アルバイトをする必要がある場合は、保護者が理解したうえで、担任と相談し事前に届出を提出し許可を受けてください。この場合も危険な仕事や風紀上好ましくない仕事は絶対やめさせてください。

8. 暴力行為・暴力的態度

一般社会でもそうですが、特に明白な目的意識を持ち、理性に基づいて集団生活を行う学校において、不当なことや不合理なことが、そのままかり通ることは看過できません。暴力行為を絶対許すことはできません。

1. 教育を目的にする場において、指導・被指導の関係は当然ですが、各個人の人格はいついかなる場合でも対等平等です。規律も慣行も他人の人権を不当に侵さないという大前提のうに立って効果的に行わなければなりません。自己の意に添わないからといって、勝手気ままに感情に走って暴力を行使することは最大の人権侵害行為といえます。
2. また、自己の主張を手取り早く暴力的手段によって相手に認めさせ、相手を沈黙させたとしても、それは相手を心から納得させることをできないばかりか、暴力を行使した本人を退廃に導きます。
3. その上、暴力は、本来際限なくエスカレートしがちです。18歳で成人を迎える高校生がこれを行なった場合、本人たちも予期せぬ大変な結果をひき起こします。

従って、今後も暴力行為に対しては、理由の如何を問わず、厳しく対処していくつもりですが、とくに、上下の関係を得手勝手な理由とした一方的な暴力については、断固とした態度を堅持していくつもりです。

9. 飲酒・喫煙

20歳未満の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。保護者や学校は制止する責任を負っています。家庭でも厳しく注意してください。

生徒の服装について

- (1) 通学時、及び校内では制服を着用してください。
- (2) 5月1日から10月31日までを夏季服装期間、11月1日から4月30日までを冬季制服期間と定めています。また、冬季制服期間は必ずブレザーを着用してください。
- (3) シャツ・ブラウスは第一ボタンまで閉め、ボタンダウンも留めて、ネクタイ・リボンを着用してください。また、シャツの裾を出して着用してはいけません。
※夏季制服期間、ポロシャツの着用時はこの限りではありません。
- (4) ネクタイまたはリボンに関しては全員購入とし、式典関係時は必ず紺色のネクタイ・リボンを着用です。(入学式・卒業式・始業式・終業式・指定があった場)
- (5) スラックス、スカートについては任意で着用を選択できます。ただし、スラックス着用の場合、ベルト(シンプルな物)を着用してください。
- (6) セーター、ベストは学校指定のものを着用してください。
- (7) 靴下、タイツ、ストッキングは華美でないものとし、タイツ、ストッキングは無地とします。
- (8) 靴については通学に適したもの、華美でないものです。
- (9) 「制服の変形(スカート丈を短く加工など)」、「ズボン、スカートの巻き上げ」、「腰の位置まで降ろす履き方(腰パン)」などの行為は認めません。
- (10) 休日・長期休業中における登下校は制服を着用してください。(ただし、部顧問・教員より指示があった場合、その指示に従って下さい。)
- (11) 何らかの理由で制服が着用できない、または怪我などにより靴が履くことが困難な場合は担任または生徒指導部に申し出て、異装許可願いを提出してください。